4　法附則第二条第二項又は第三条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条第一項の規定が初めて適用される学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人については、法附則第二条第二項又は第三条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条第一項の規定が初めて適用される会計年度における会計処理（資金収支計算に係るものを除く。）並びに貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書を除く。）並びにこれらの附属明細書並びに事業活動収支内訳表の作成は、なお従前の例によることができる。

5　学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人が前項に規定する会計年度の末日に有している資産に係る評価及び減価償却の方法については、第一項又は第二項の規定により適用する学校法人会計基準第七条及び第三項の規定により読み替えて適用する同令第八条第二項の規定によらないことができる。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第五条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2　私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条、第三条、第四条第一項及び第五項並びに第五条第一項及び第三項の規定は、法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人について準用する。この場合において、同令第二条中「法第十四条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第十三項において準用する私立学校振興助成法第十四条第四項本文」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同令第一号様式中「

地方公共団体補助金			

」とあるのは「

協力地方公共団体補助金			
その他の地方公共団体補助金			

」と、同令第二号様式中「

地方公共団体補助金収入									

」とあるのは「

協力地方公共団体補助金収入									
その他の地方公共団体補助金収入									

」と読み替えるものとする。

第一号様式（第３条関係）

事業活動収支内訳表

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

科目＼部門	学校法人	（何）大学	（何）幼稚園	研究所	（何）病院	総額
事業活動収入の部						
学生生徒等納付金						
授業料						
入学金						
実験実習料						
施設設備資金						
（何）						
手数料						
入学検定料						
試験料						
証明手数料						
（何）						
寄付金						
特別寄付金						
一般寄付金						
現物寄付						
経常費等補助金						
国庫補助金						
地方公共団体補助金						
（何）						
付随事業収入						
補助活動収入						
附属事業収入						
受託事業収入						
（何）						
雑収入						
施設設備利用料						
廃品売却収入						
（何）						
教育活動収入計						
教育活動収支						
人件費						
教員人件費						
職員人件費						
役員報酬						
退職給与引当金繰入額						
退職金						